

# 母子健康手帳デザイン作成及び企画編集業務委託仕様書

## 1. 事業名

大阪市母子健康手帳デザイン作成及び企画編集業務委託（以下「本業務」という。）

## 2. 業務目的

母子健康手帳は、妊娠届出をした者に対して市町村が交付を行っている。母子健康手帳の様式は内閣府令で定められており、妊娠・出産・児の成長の記録が記載され、出生届出済証明・病気・予防接種の記録等継続的な健康の記録が記載でき、大阪市（以下「発注者」という。）においては、保健や福祉、医療等について情報提供を掲載している。

母子健康手帳は、医療機関や公的機関が記載するのみならず、妊婦や家族がその時の思いを記載できるようになっており、胎児期から成人に至るまでの経年的な健康の記録が残せるものになっている。

本業務を実施することにより、母子と行政の最初の出会いとなる妊娠届出による母子健康手帳を通して、「今後の子育てが待ち遠しくなる」「大阪市内に住んでよかった。今後も住み続けたい」と実感し、「大切に記録・保管したい」「成長したこどもに贈りたい」と思ってもらえる母子健康手帳を目指している。また、母子健康手帳の魅力が向上し、母子の健康意識の向上及び子への愛着形成の一助となることを目的としている。

その目的を達成するため、民間事業者から広く企画提案を募集し、受注者の持つデザインに関する幅広い知識、専門性を活用し、先行事例にとらわれない創意工夫が感じられる市民に対してアピールできる内容の母子健康手帳（別冊を含む）を作成する。

## 3. 契約期間

契約日から令和9年3月31日

## 4. 本市母子健康手帳の規格

(1) 母子健康手帳

仕上がり寸法：横 128 mm×縦 182 mm (B6 版)

縦型左綴じ、表裏表紙 4 ページ 本文 94 ページ、自由提案 (1 ページ以上最大 20 ページ以内)

両面印刷

表裏表紙：フルカラー

本文：4 色刷り

紙質については、上記の規格を踏まえて、受注者において母子健康手帳にふさわしいと

考える紙質を提案すること。なお、上記表裏表紙に本文を張り合わせることにする。

## (2) 母子健康手帳別冊表紙

仕上がり寸法：横 148 mm×縦 210 mm (A5 版)

縦型左綴じ、表裏表紙 2 ページ フルカラー

## 5. 業務内容

(1) 契約締結後速やかに、作成方法や業務スケジュールについて協議のうえ、本仕様書に記載する業務目的や業務内容に合った母子健康手帳のデザイン企画編集、校正、カラーアンプを作成し、成果品を納品すること。具体的には以下のとおりとする。

### (i) 企画編集 (デザイン・編集) 等

ア 大阪市母子健康手帳の表裏表紙 4 ページデザインについて、3 点 (公募型プロポーザルに提案したデザインを含む) を作成する。

なお、デザインについては、以下のとおり作成すること

- ① すべて異なるデザインとすること
- ② 本市の前例や他都市のデザインにとらわれることなく、受注者の独自性を発揮したデザインとすること
- ③ 「今後の子育てが待ち遠しくなる」、「大阪市に住んでよかった。今後も住み続けたい」、「大切に記録・保管したい」、「成長したこどもに贈りたい」と感じることができる母子健康手帳のデザインとすること

イ 表表紙には必ず以下の文言を掲載すること

・大阪市 区保健福祉センター No。 _____
・母子健康手帳
・ 年 月 日交付
・ 保護者氏名 <sup>ふりがな</sup> _____

なお、上記文言は必ず記載する必要があるが、記載の配置等は自由とする。

ウ 後日開催される意見募集により選ばれた母子健康手帳の表紙デザインにあわせた母子健康手帳の本文全体のデザインを行うこと。

また、母子健康手帳の様式は内閣府令で定められているため、本市より提供するものを使用し、文言について改変しないこと。ただし、文字の書体や大きさについての変更は可とする。

エ 後日開催される意見募集により選ばれた母子健康手帳の表紙デザインにあわせた母子健康手帳別冊の表紙デザインを行うこと。また、表表紙には必ず以下の文言を掲載すること

・大阪市母子健康手帳 別冊～健康診査受診手帳～
・ 年 月 日交付
・大阪市外に転出された場合は使用できません。
・発行番号
・母の氏名
・生年月日 年 月 日
・住所 大阪市 区

なお、上記文言は必ず記載する必要があるが、記載の配置等は自由とする。

オ 自由提案（1ページ以上最大20ページ）について、意見募集により決定した表紙デザインにあわせて編集すること。

カ デザインは、素材の紙面配置のみを指すのではなく、文字デザイン、配色、イラスト等の考案などの紙面作成に必要な一切の業務を指す。

キ 書体・配色は誰もが読みやすくなるよう、ユニバーサルデザインにも配慮し、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること。

## (ii) 校正

ア 対象デザインの PNG データを貼り付けた原稿を電子メールにて本市へ提出すること。

イ 校正（色校正含む）は原則 3 回までとし、校正は原稿へ朱書きで行い、電子メール等で出稿する。

ウ 新規イラスト追加の指示があれば対応すること。

エ 必要に応じて打ち合わせを実施すること。

オ 校了は責了とせず、校了日（本市が指定する日）まで繰り返し行うこと。

カ 本市の都合により、校正の途中で原稿の差し替え、組み換えを行うことがある。

## (iii) 成果品

ア 母子健康手帳表紙 納期：令和 8 年 10 月 16 日（金）

イ 母子健康手帳本文 納期：令和 9 年 3 月 31 日（水）

最終校正を反映した完成データについては、記録媒体（CD-R または DVD-R）に保存して納品すること。

なお、記録媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピューターウイルスを侵入させないための処置を講じること。

・ A I ファイルまたは I N D D ファイル

(ア) 「イラストレーター」または「インデザイン」で作成した版下データ

(イ) 再編集可能なデータ 冊子の修正・更新が必要となった際に、本市職員が容易に修正を加えられる 状態のデータ。本市職員が以後容易にデータ内容を更新することができるよう、丁寧かつ明瞭な形でデータを納品すること

・ P D F ファイル

(ア) 低解像度 P D F ファイル (ホームページ掲載用) ディスプレイ上及び印刷して

も十分判別可能であること

(イ) 高解像度 P D F ファイル (二次利用用) 画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること

(2) 大阪市母子健康手帳の表裏表紙 4 ページデザインについて、3 点のデザイン案が確定後に実施する意見募集を広く周知するための周知用ポスター・チラシのデザイン・企画及び印刷を行う。

紙質：コート紙 坪量 73g/m

紙色：白色

刷色：4 色

納入期限：10 月下旬を予定

(詳細な期限については、別途発注者と受注者で協議を行い決定する)

納品場所：大阪市こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

ポスター (B 2 縦) : 150 枚

チラシ (A 4 縦) : 50,000 枚

完成データについては、5. 業務内容 (iii) 成果品に含めて納品すること

## 6. 業務スケジュール

※打合せには必ず編集担当者が同席すること。

令和8年9月1日（予定）	契約締結 発注者との打合せ・協議調整・スケジュールの作成
随時	必要に応じて打合せを実施する。
令和8年9月30日（予定）	表紙デザイン3点及び意見募集周知用ポスター・チラシデザインの初校提出（5（1）（i）ア及び5（2））
	校正回答・再校 校了まで校正を繰り返し、必要に応じて打合せを実施する。
令和8年10月16日（予定）	表紙デザイン校了
令和8年10月下旬	周知用ポスター・チラシ納品
令和8年12月	表紙デザイン意見募集
令和9年1月中旬	表紙デザイン決定
令和9年2月下旬	母子健康手帳本文（オリジナルページ、別冊の表紙を含む）及び別冊表紙初稿提出（5（1）（i）ウエオ）
	校正回答・再校 校了まで校正を繰り返し、必要に応じて打合せを実施する。
令和9年3月31日	本文及び別冊表紙デザイン校了

## 7. 経費負担区分

業務遂行にあたって必要となる経費については、すべて本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。

## 8. 報告

受注者は業務完了後、速やかに業務完了届を発注者へ提出すること。

## 9. 支払い

本業務の履行完了後、本市による成果物の検査を経て委託料を支払うものとする。

## 10. 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また研修後は、「別紙」にて本市に報告書を提出すること。

## 11. 留意事項

### （1）著作権の帰属

本契約により制作される成果物にかかる使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む）は、本市に無償で譲渡するものとし、本市において本事業の目的のほかに利用したり編集したりことがある。ただし、既存のキャラクター等、著作権の譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階で本市の了承を得るものとする。

なお、上記の著作権の譲渡が難しいものを使用する場合には、著作権者や著作権管理団体に連絡し、使用許諾の意思の有無や条件などを確認のうえ、事前に使用に関する合意や許諾に至る必要があるものは、受注者の責任において必要な手続きを行うこと。また、手続き等に要する経費についてはすべて受注者の負担とする。

### （2）第三者の権利侵害

受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者

の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。

## 12. 再委託に関する取扱い

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ デザイン・レイアウト、編集・校正等

(2) 受注者は、コピー、データ入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者で

ない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

### 13. その他

- (1) 受注者が作成するイラストカットやデザイン等において、宗教的・政治的な内容を連想させるもの、また他人の著作権・肖像権を侵害するものは認めない。
- (2) 本業務を円滑に処理するため、着手前及び本業務の処理状況に応じた適切な時期に、発注者の担当者と十分な打ち合わせを実施し、調整等を行うこと。
- (3) 本業務における成果品については、発注者は追加費用なしで、無期限に使用できるものとする。万が一、権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任及び負担において一切処理すること。また、受注者は本業務で取得した資料、素材及び成果品を無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (4) 受注者は、納品後に誤りが判明した場合は必要な措置を講じること。
- (5) 本仕様書を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (6) 仕様書の疑義については、本市に確認し、その指示による他、この仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、本市と協議すること。
- (7) 納品日については、事前に本市担当者と協議を行うこと。
- (8) 受注者は、業務上知りえた個人情報やその他の秘密を他人に漏らさないこと。
- (9) 大阪市ホームページに記載の「人権の視点からの情報発信の手引き」を踏まえて業務を実施すること。

### 14. 問合せ先

大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話 06-6208-9966 FAX 06-6202-6962

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

## 1 事業者名等

事業者名		
担当者名		
連絡先		

## 2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)